

令和7年度8月分

PFOS及びPFOA検査(測定方法 LC/MS/MS法)

※ 国から令和7年6月30日に「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、令和8年4月からPFOS及びPFOAが水質基準項目として設定され、基準値は両者の合算値として「0.00005mg/ℓ以下であること」と定められました。

採水地	単位	結果	判定
大迫第1水源地	mg/L	0.00005 未満	基準値内
大迫第2水源地(予備水源)		0.00005 未満	基準値内
平城水源地		0.00005 未満	基準値内
森山第1水源地		0.00005 未満	基準値内
森山第2水源地		0.00005 未満	基準値内
四浦水源地		0.00005 未満	基準値内
上田之浦水源地		0.00005 未満	基準値内
田之浦第1水源地		0.00005 未満	基準値内
出水水源地		0.00005 未満	基準値内
久保園水源地		0.00005 未満	基準値内
有野水源地		0.00005 未満	基準値内
新橋第1水源地		0.00005 未満	基準値内
新橋第2水源地		0.00005 未満	基準値内
豊留第1水源地		0.00005 未満	基準値内
豊留第2水源地		0.00005 未満	基準値内
西部水源地(1・3号井)		0.00005 未満	基準値内
西部水源地(2・3号井)		0.00005 未満	基準値内
西部水源地(3号井)		0.00005 未満	基準値内
曲水源地		0.00005 未満	基準値内
蓬原水源		0.00005 未満	基準値内
蓬原中野水源地		0.00005 未満	基準値内
東部水源地		0.00005 未満	基準値内
中部水源地		0.00005 未満	基準値内